

第 1 章

計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

国における幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の質・量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進するために導入された「子ども・子育て支援新制度（平成27年4月）」の開始から10年が経過しました。令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、「こどもまんなか社会」を実現すべく様々な政策が推進されています。

本市では、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として「豊見城市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」、「第二期豊見城市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）」（以下、第二期計画という）を策定し、子どもたちの健やかな成長と安心・安全な子育て環境づくりに取り組んでまいりました。

第二期計画の計画期間が令和7年3月をもって終了するにあたり、「第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、乳幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援、放課後児童対策、母子保健の充実、必要な支援や保護を提供する体制づくりと質・量の拡充を図り、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを目指します。

2. 計画の期間

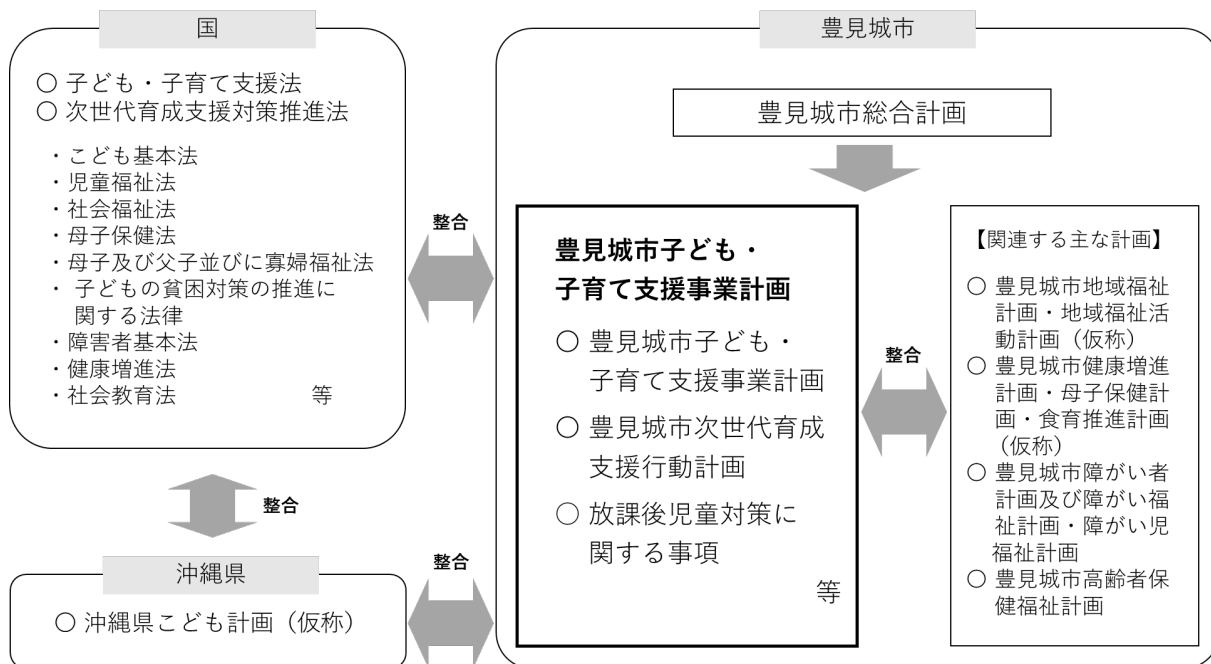
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画です。また、計画期間中においては、年度ごとに事業の実施状況を確認し、本計画の期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、県や近隣市町村との情報交換、庁内の関係課との意見交換により取組の精査を行ったほか、平成25年度より有識者、地域の関係者、当事者等で構成される「豊見城市子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しています。

4. 他計画との関係

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、「放課後児童対策に関する事項」を一体のものとして策定したものです。また、本計画は「豊見城市総合計画」を上位計画とし、子どもの福祉や教育に関する市の他計画との整合性を図り、調整を保って策定しています。



図表 1-1 関連法・関係計画との関係